

# 添付書類確認シート

下欄の①～⑥の書類を申請書に添付してください(④、⑤は該当者のみ)。

## ① 本人確認書類

官公庁等から発行されたもの又は法令に基づいて発行されたもので、申請書に記入した氏名、住所、生年月日が記載され、申請の日に有効なもののコピー(裏面で記載事項の変更がされているときは裏面も)。なお、個人番号カードについては、番号(マイナンバー)が記載されている裏面は提出不要ですし、健康保険被保険者証のコピーを提出する場合は「保険者番号及び被保険者等記号・番号」を黒塗りするなどして分からないようにしてください。

(例) ・運転免許証 ・健康保険被保険者証 ・個人番号カード ・在留カード、特別永住者証明書  
・旅券(パスポート) ・年金手帳 などのコピー

被害者本人以外による申請の場合、**申請日前6か月以内**に作成された戸籍(附票を含む)謄(抄)本又は除籍謄(抄)本(コピーは認められません)が必要となる場合があります。

※ 申請人が法人等である場合、その名称及び住所並びに**申請する法人代表者又は管理人**の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申請日前6か月以内に作成されたもの

※ 申請人別に、必要な書類は次のとおりです。

被害者本人による申請	一般承継人による申請	法定代理人による申請	弁護士による申請
被害者本人の本人確認書類 法人の場合、登記事項証明書又は印鑑登録証明書(申請日前6か月以内に作成されたもの「コピー不可」)及び代表者の本人確認書類	一般承継人の本人確認書類 被害者本人との関係を明らかにする除籍謄本	被害者本人の本人確認書類 法定代理人の本人確認書類 被害者本人との関係を明らかにする戸籍謄本又は審判書謄本など	被害者本人の本人確認書類 代理権を証明する委任状など

※ 本人確認書類の補足資料が必要となる場合

例えば、結婚や転居などによって、本人確認書類に記載されている氏名、住所の記載事項が被害当時や現在と異なっている場合には、以下のような補足資料が必要となります。

### 【氏名が異なる場合】

被害者であることの確認や対象被害者との関係の確認ができず、給付ができなくなる可能性があります。このような事態を防ぐため、変更過程がすべて確認できる戸籍謄本又は抄本の提出をお願いします。(本人確認書類で戸籍謄本、抄本又は除籍謄本を提出され、内容が重複する場合は必要ありません)

### 【住所の変更のみの場合】

住民票(原本で個人番号の記載のないもの)、申請書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている公共料金の領収書等のコピーが必要となります。

## ② 被害状況別紙

「記入例・記入要領」を参考に記入してください。多数ある場合は、適宜コピーをして使用してください。なお、前橋地方検察庁ホームページからもダウンロードできます。

## ③ 被害金額等の確認ができる書類

被害金額を証明するため、口座から出金されたことが分かる**預(貯)金通帳、ご利用明細書などのコピー**を添付してください。通帳のコピーは、表紙、見開き部分及び該当部分が必要です。その他、**犯人から受け取った書類、封筒**などあれば写しを送付して下さい。これらの書類がない場合は、②「被害状況別紙」に被害に遭った状況を詳しく記載してください。

## ④ てん補又は賠償を受けた金額が確認できる書類

犯人や弁護人から被害弁償等を受けている方は、その金額を特定できる**示談書や領収証、通帳**などのコピーを添付してください。

## ⑤ 他の申請人との間で合意があることが確認できる書類

他の申請人又は申請人となるべき者との間で、各人が支給を受けるべき被害回復給付金の額の割合について合意があるときは、その合意書面などのコピーを添付してください。

## ⑥ 申請人名義の預(貯)金口座であることが確認できる書類

**通帳**(金融機関・支店名、預金種目、口座名義人(カタカナ表記の分かる部分)、口座番号等の記載部分)の**コピー**又は**キャッシュカードのコピー**を添付してください。なお、ネット銀行への給付金の振り込みはできませんので、御留意ください。